

第3次健康もりやま21進捗確認表

資料2-2

■ 自殺対策

指標	現状値(R4)	目標値(R17)
自殺者数	13人	現状より減少させ、0に近づける
自殺率（人口10万人対）	15.3	現状より減少させ、0に近づける
ゲートキーパーの増加	1,297人	3,000人
心配事や悩み事の相談先がある者の割合の増加	71.4%	80.0%

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

番号	主な事業の名称	事業の目的および内容	令和6年度数値（3月末）	令和6年度実績（3月末）	令和7年度に向けた課題	令和7年度取組方針
1	守山市自殺対策連絡協議会を中心とする連携の強化	協議会を中心に関係機関・関係団体で、情報の共有や連携により自殺対策の推進を図る。	1回（2/7実施）	自殺対策連絡協議会（2/7）を開催した。協議会では、当市の自殺者の現状、事業の進捗状況を確認し、次年度の方向性について意見交換を行った。	自殺者数はほぼ横ばいで経過しており、引き続き、他機関と連携を強化し、自殺対策を推進する必要がある。	関係機関・関係団体と連携する中で、第3次健康もりやま21に基づき、自殺対策を推進する。
2	重層的支援体制の強化（家族まるごとの相談支援）	障害・困窮・ひきこもり等を起因とした、複雑化・複合化した生活のしづらさを抱えている家庭に対して、関係機関が連携し家族丸ごとの重層的な支援を行う体制を整備を図る。	—	<ul style="list-style-type: none"> ●重層的支援会議の開催 健康福祉部、こども家庭局、教育委員会事務局の庁内12課（室）に連携推進員を設置し、重層事業委託先や庁外関係機関も参加することにより、月1回の重層的支援会議を開催。参加支援事業利用者のプラン協議、地域課題の把握・取組の検討、会議構成員のネットワークづくり・スキルアップのための研修（コミュニティコピング、成年後見制度等）を行った。研修の際には、庁内全体に参加者を募り、部局を超えた重層的な支援体制について意識づけを行った。 ●参加支援事業に加え、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の外部委託を行い、支援体制の強化を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●本市の「重層的支援体制」について、目指すところを共通認識できるよう、継続的に取り組む必要がある。 ●内部、外部ともに支援機関同士が活発に意見を言い合えるよう関係性構築に努め、更なる連携強化に取り組んでいく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●重層的支援会議の開催 引き続き、支援機関同士が顔を合わせ、活発に意見が言い合えるよう会議、勉強会、ケース支援を通じて体制整備を推進していく。（支援者を支援する体制の整備、協働の視点を持った人材の育成）
3	民生委員・児童委員による地域見守り活動の支援・連携強化	民生委員・児童委員による生活困難者等の見守り・各種相談などの活動支援および周知を図る。	健康福祉政策課 訪問・連絡活動 29,709件	<ul style="list-style-type: none"> ・4月に開催した福祉行政説明会において、市行政全体の説明を行う中、生活保護制度および生活困窮者自立支援制度の説明を行い、理解醸成に努めた。 ・守山市社会福祉協議会が推進する、自治会や学区を単位とする「見守り支えあい活動」への支援を行うなかで、連携強化に努めた。 	民生委員・児童委員についての担い手不足が深刻化しており、多数の欠員が生じた場合、訪問をはじめとした活動が十分に行えず、生活困窮者などの早期発見が困難となること懸念される。	民生委員・児童委員の担い手確保のための取り組みを推進するとともに、民生委員・児童委員協議会との連携を図り、生活困窮者などの早期発見および速やかに相談支援機関へ連携できる体制整備に努める。令和7年12月の一斉改選後の新任民生委員・児童委員の研修会において、生活保護および生活困窮者自立支援制度の説明を行い、理解醸成を図る。
		民生委員・児童委員と連携した高齢者等への見守り、相談支援を行う。	地域包括支援センター 介護支援専門員と民生委員・児童委員との研修交流会（2/19開催、参加者計51名）	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域地区地域包括支援センターの地区担当が民生委員・児童委員協議会の定例会へ毎月出席し、地域支援者からの情報収集等を行った。 ・民生委員・児童委員と介護支援専門員との連携を深めるため、研修交流会を開催。（2/19） 	民生委員・児童委員の改選に伴い、新たに関係性を構築する必要がある。	各圏域地域包括支援センターと自治会長、民生委員・児童委員等の地域支援者との関係づくりを強化し、支援が必要な人の早期把握に務める。
4	断酒会の活動支援	断酒会会員への相談支援、団体支援を行うとともに、必要な人に活用周知を図る。	—	ケース対応を通じて医療機関をはじめとする関係機関と連携し、医療受診支援や、必要に応じて断酒会等を案内した。	事業運営の新たな担い手づくりが必要である。	ケース対応を通じて医療機関をはじめとする関係機関と連携し、医療受診支援や、必要に応じて断酒会等の案内を行っていく。
5	アルコールに関する相談	アルコールを起因とする相談・支援を行う。	アルコールに関する相談件数 延べ221件 実5人	<ul style="list-style-type: none"> ・ケース対応を通じて医療機関をはじめとする関係機関と連携し、医療受診支援や、必要に応じて断酒会等の案内を行った。 ・アルコール関連問題啓発週間にあわせ、市役所1階で、アルコール依存症を含めたアルコールに関連する啓発を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコールに関する不安を抱えている市民に対し、相談窓口や断酒会の活動について周知啓発が必要である。 ・断酒会運営の新たな担い手づくりが必要である。 	引き続きアルコール依存症などアルコールに関する相談があった場合、関係機関と連携し、断酒会等の情報提供を行う。アルコール依存症などの相談窓口について市ホームページなどで周知啓発を行っていく。
6	精神障害家族会等への支援	精神障がい者家族会会員への相談支援、精神障害者支援ボランティアに対する育成や団体支援を行うとともに必要な人に活用の周知を図る。	—	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者と家族の会（さざなみの会）およびメンタルスマイルについて、必要に応じてサロン等を案内した。 	事業運営の新たな担い手づくりが必要である。	精神障がい者と家族の会（さざなみの会）およびメンタルスマイルについて、必要に応じてサロン等の案内を行っていく。
7	いのちの電話活動支援	相談窓口の周知を図るとともに相談員養成講座への参加者募集等の支援を行う。	—	広報やホームページ、相談窓口リーフレット等で相談窓口の周知を行った。	あらゆる機会を通じた相談窓口の啓発が必要である。	引き続き、リーフレットやチラシ、不眠症状に着目したうつ啓発時などで、相談窓口の啓発を行う。相談員養成講座の受講生を確保するため、募集チラシを窓口等に設置し啓発を図る。
8	老人クラブや自治会活動を通じた生きがいがづくり支援	老人クラブへの活動支援や高齢者サロン等の自治会活動を支援することで高齢者の生きがいがづくりを図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・すこやかサロン実施回数 学区 13回（506人） 自治会 1,270回（19,341人） ・老人クラブの介護予防の取組 お楽しみライブ1回 スポーツ大会1回 	引き続き、身近な地域で参加できる高齢者の居場所づくりや、閉じこもり傾向にある高齢者が外出や居場所に参加するきっかけづくりが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・今ある高齢者の居場所が継続できるための支援 ・閉じこもり傾向にある高齢者が居場所へ参加するきっかけづくり ・老人クラブへの活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ 引き続き補助を行うとともに、広報での活動の周知等組織の活性化に係る取組への支援を行う。また、会員獲得に向けた企画や老人クラブ単位との連携強化等、さらなる活性化に向けた取組に対し補助を行う。 ・すこやかサロン 引き続き補助を継続し、身近な地域の居場所や介護予防の場としてサロンが活かせるよう、また新規参加の促進に向け、内容を検討し実施できるようにサロン運営者へ提案していく。
9	市職員や支援者関係者の連携強化および資質向上	相談業務に対応する市職員や支援関係者等を対象に研修会や事例検討を開催し、支援機関の連携強化および支援者の資質向上を図る。	開催回数10回	<ul style="list-style-type: none"> ●重層的支援会議の開催 健康福祉部、こども家庭局、教育委員会事務局の庁内12課（室）に連携推進員を設置し、重層事業委託先や庁外関係機関も参加することにより、月1回の重層的支援会議を開催。参加支援事業利用者のプラン協議、地域課題の把握・取組の検討、会議構成員のネットワークづくり・スキルアップのための研修（コミュニティコピング、成年後見制度等）を行った。研修の際には、庁内全体に参加者を募り、部局を超えた重層的な支援体制について意識づけを行った。 	本市の「重層的支援体制」について、目指すところを共通認識できるよう、継続的に取り組む必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ●重層的支援会議の開催 重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるよう開催する（基本月1回開催予定）。支援者を支援する体制の整備、協働の視点を持った人材の育成

基本施策2 自殺予防のための相談・支援の充実

番号	主な事業の名称	事業の目的および内容	令和6年度数値(3月末)	令和6年度実績(3月末)	令和7年度に向けた課題	令和7年度取組方針
1	こころの健康についての相談支援	うつ病等精神疾患やこころの健康について、関係機関と連携を図りながら相談支援を行う。	①訪問：延べ61件(実23人) ②電話：延べ678件(実63人) ③面談等：延べ191件(実51人) ④ケース会議：延べ49件(実24人) *①②③④は重複あり	すこやか生活課 ・不安や悩みを抱える人に対して、定期的な面談や訪問を実施し、必要時医療機関の紹介を行った。また、生活困窮や発達課題等の複合的な課題がある人に対しては関係機関と連携を図りながら相談支援を行った。 ・自殺と関係の深い不眠症状に着目し、不眠症状からうつ病・心の健康についてチラシおよびポスターを作成し、自治会、市内スーパーの他、市内セブンイレブン12店舗に配布した。 障害福祉課 ・医療機関や相談支援センター等の関係機関と連携を図り、相談支援を行った。 こども家庭相談課、子育て応援室 ・要保護児童対策協議会等でのケース対応において、すこやか生活課等の庁内関係機関、保健所や医療機関等の庁外関係機関と連携し、支援を要する人の状況に応じた支援を実施した。 母子保健課 ・母子健康手帳発行時の面接(ネウボロ面接)から8か月アンケート、新生児訪問、乳幼児健診を通して、保護者の負担感を確認し、必要時は医療機関や関係機関と連携し、相談対応を行った。 納税課、生活支援相談課 ・生活困窮が判明した時は、抜本的な問題解決のため関係課と連携した。	・こころの健康相談件数は増加傾向にあり、必要な人が気軽に相談ができる体制整備が必要である。国や県も含め、SNS相談等の多様な相談窓口について、周知啓発が必要である。 ・こころの健康だけでなく、児童虐待や貧困、DV等複合的な問題が合わさっていることがしばしばあり、複合的な課題を抱えているケースがある。関係機関が早期に連携を図れるよう、関係課内で速やかに情報共有をしていく必要がある。 ・他者の介入に拒否的な者、病識のない者、頻繁に連絡してくる者等への対応で苦慮するケースがある。より一層、関係機関と連携し対応していく必要がある。	・不安や悩みを抱える人に対して、関係課や関係機関と連携を図りながら、相談支援を行う。 ・多様な方法で相談対応ができる体制として、非対面型の相談(オンライン相談)を継続し、国や県の相談窓口についても積極的に啓発していく。 ・啓発資料についてもこれまでのパンフレットだけでなく、広報やデジタルサインージ等の様々な媒体を用いて周知を強化していく。
2	アディクション関連についての相談	アディクション関連(アルコール依存・ギャンブル依存症・薬物依存)に対する相談や関係機関と連携した支援を行う。	アルコールに関する相談件数(訪問、電話、面接およびケース会議。再掲) 延べ261件 実5人	・アディクション関連に対する相談があった場合、県で実施しているアディクションセミナーや家族会等の情報提供を行い、関係機関と連携して支援した。 ・セミナー等を通じ、支援者のスキルアップを図った。	・ギャンブル依存症や薬物依存に関する相談件数の実績は令和5年度から令和6年度までではないが、不安を抱えている市民に対し、必要な情報提供を行い、支援につなげる必要がある。 ・相談者の病識の欠如等による医療受診の難しさもある。	相談者に対して県で実施しているアディクションセミナーや家族会等の情報提供を行い、関係機関と連携した支援を行う。
3	精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療費(精神通院)支給認定申請についての相談	精神科に定期通院されている人に制度の周知を図る。申請に関する相談支援を行う。	—	障害福祉のしおりに記載し配布する他、市ホームページにも掲載し制度の周知・啓発を行った。	精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療費(精神通院)の更新をしない方について、相談支援が困難になる。	医療機関等と連携し、制度の周知・啓発を行う。
4	精神障害者地域生活支援センター「風」への相談事業の委託	精神障害を抱える人が自宅等で生活できるよう支援センター「風」に支援を委託するとともに連携して相談支援を図る。	・支援センター「風」による相談支援事業 延べ1,566件 実68人 ・個別支援会議参加回数 73回	・精神障害者やその家族の相談に応じ、日常生活支援や自立支援を行った。 ・対応困難ケースには、関係機関で役割分担し、チームでの支援を行った。	・相談内容の複雑化・多様化への対応が必要である。 ・介護保険サービスへの移行等、煩雑なサービス利用への支援が必要である。	・引き続き、支援センター「風」と連携し相談対応を行う。 ・支援センター「風」、草津保健所、すこやか生活課、障害福祉課で行っている連絡会を継続する。
5	子育て全般についての相談	子育てに対する相談や関係機関と連携した支援を行う。	こども家庭相談課・子育て応援室 相談件数 延べ877件	・家庭児童相談を通じて、子育てや子どもとの関わり方に関する悩みの相談を実施した。 ・児童相談所や警察、社会福祉協議会等と連携し、児童虐待へ早期に対応した。 ・赤ちゃん訪問等を通じて、地域における家庭支援の充実を図った。	家庭児童相談等の中には、保護者の健康・精神状態、経済および生活状態、育児疲れ等様々なリスク要因がある場合が少なくないため、関係機関等が連携をして支援を行っていく必要がある。	家庭児童相談を通じた子育てや子どもとの関わり方の相談、児童虐待への早期対応、地域ぐるみの家庭支援の充実に取り組みを進める。
			母子保健課 電話相談 延べ916件 訪問・来所相談 延べ284件	伴走型支援を継続し、新生児訪問から各乳幼児健診間で経過観察の必要な対象者に対して、継続性を持った関わりを行い、必要時は関係機関との連携を図った。	相談件数が増えており、対象者への介入機会も増えている。対象者の相談に対して伴走しながら支援していく必要がある。	引き続き伴走型支援を行い、対象者に対する継続した支援を行っていく。
6	発達や発達障害についての相談	発達に関する相談や就労・進路等について関係機関と連携した支援を行う。	発達支援課 相談件数 延べ1,088件	・令和5年度に「発達支援システム基本方針2021」の中間見直しを行い、令和6年度から令和8年度までの取組方針を定めた。この方針に基づき、発達相談・訪問相談・中学校別移行会議等において、支援が必要な児童への相談支援および関係機関との連携を行っている。 ・「児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携に関する協定」や高校訪問等による高校からの情報提供により、適切な機関につなぐ調整等を行った。	・高校生以降で支援が必要と思われる生徒について、問題が顕在化した時に、円滑な介入ができる体制を関係機関でつくり、システムとして支援をつなげていく必要がある。 ・連携先の課との役割分担が必要である。	・「発達支援システム基本方針2021」の中間見直しに基づき、事業を実施していくとともに、高校生以降の円滑な介入ができるシステムを運用していく。 ・関係機関と連携を図りながら、発達に関する相談や就労・進路等について適切な支援につながるよう努めていく。
			母子保健課 相談件数 延べ137件 実108人	乳幼児健診等で発達の気になるケースや育児のやりにくさ等、発達にかかわる相談があったケースに対し発達相談を実施した。	認可園に就園している0～2歳児について、園で必要と認められる場合のみ発達支援課の発達相談を受けることになり、保護者の相談ニーズがある場合でも園で必要性を認めなければ発達相談を受けることができない。	発達相談の対象は在宅児と小規模保育園児であったが、認可園に在籍している0～2歳児も対象とする。低年齢児に対し、就園しているかどうかにかかわらず乳幼児健診等で発達課題が認められ、保護者の相談ニーズがある場合は母子保健課の発達相談で対応する。
7	ひきこもりについての相談	精神疾患や発達障害などによるひきこもりについて相談支援を行う。	すこやか生活課 相談件数 延べ64件 実17人	ひきこもり状態となっている人の中には、精神疾患や発達障害が背景にある場合があり、必要時医療受診の調整を行ったり、発達支援課などの関係機関と連携を図りながら相談支援を行った。	ひきこもりに関する問題は顕在化しにくい。また、家族から相談があっても、本人になかなか繋がらず支援が長期化する事例が多い。	発達支援課、障害福祉課、生活支援相談課等の関係機関から情報を収集すると共に連携を図り、県のひきこもり支援センター等を活用しながら、相談支援を実施する。
		ひきこもりについて相談支援を行う。	生活支援相談課 相談件数 延べ289件 実32人	ひきこもり支援にかかる専任のアウトリーチ支援員を配置し(週3日)、継続的な相談体制を整備した。	専任の相談員が対応することにより丁寧な支援が実施でき、相談件数が増加している反面、週3日の勤務では対応が難しくなってきた。	アウトリーチ支援員の配置を週5日とし、よりきめ細やかな支援を行っていく。

基本施策2 自殺予防のための相談・支援の充実

番号	主な事業の名称	事業の目的および内容	令和6年度数値（3月末）	令和6年度実績（3月末）	令和7年度に向けた課題	令和7年度取組方針
8	就労準備支援	「社会との関わりに不安がある」、「他の人とのコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就職が困難な人に対し、一般就労に向けた相談や支援を行う。	相談件数 延132件 実11人	就労を希望しているが、就職が難しい状況にある人に対して、個別相談、面接対策支援、履歴書の書き方、ハローワーク同行支援等、就労に向けた支援を行った。	就職まで結びつけることが難しく、また就職できてもすぐに離職する事例があるため、相談者に寄り添った支援を行うことが必要である。	就労を希望しているが、就職が難しい状況にある人に対して、個別相談、面接対策支援、履歴書の書き方、ハローワーク同行支援等、就労に向けた支援を行う。
9	就労に関する相談支援	就労安定推進員による就労相談を行う。	相談件数 延べ569件 実114人	就労相談に来られた方に対しては、関係機関と連携し、相談者一人ひとりに寄り添った相談対応を行うことができた。専門的な助言が必要な方に対しては、公認心理士による若者しごと悩み相談を案内するなど、さまざまな視点からの支援を行った。	就労意欲の低い人や、就労意欲はあるが就労できる段階に至っていない人への対応・サポートが必要である。	公共職業安定所や働き暮らし応援センター「りらく」などと連携し、就労安定推進員による支援の継続を図り、適切な支援プログラムにより就労意欲を喚起し、就労に結びつける。
		離職中の人資格を取得するための費用の一部を補助する。	・ハロートレーニング（公共職業訓練） 利用なし ・技能技術取得教育訓練受講等補助制度 利用なし	雇用保険受給資格者等の一定の要件を備えた相談者についてはハロートレーニング（公共職業訓練）を、また要件を満たさない相談者による申請があれば、当市の技能技術取得教育訓練受講等補助制度を提案したが、利用はなかった。	・技能技術取得教育訓練受講等補助制度については、認知度が低いため、さらなる周知が必要である（広報の強化や関係機関への周知など）。 ・活用しやすい制度となるよう、補助内容の精査が必要である。	・就労安定推進員から相談者へ個別に案内促進を図るなど、ハロートレーニングに関する情報提供を丁寧に行い、必要に応じて市の補助制度を提案する。また、市内企業に対し、求める資格・技術・能力を聴き取り、補助制度の今後の方向性に生かす。 ・補助制度の広報・周知を図るとともに、補助内容の精査を行う。
10	生活困窮についての相談	生活困窮に関する相談支援を行う。	・生活困窮相談 延751件 実176人 ・就労相談 延91件 実31人	困窮者に対し、必要な支援制度を案内するとともに、本人と課題を共有し、自立に向けた支援に取り組んだ。	経済的に厳しい状況に置かれている人に対し、安定した就労や収入、家計改善に向けた支援を行うことが必要である。	困窮者に対し、必要な支援制度を案内するとともに、困窮からの脱却に向け、本人と課題を共有し、自立に向けた支援に取り組む。
11	家計支援事業	家計に問題を抱える人に対し、家計収支の適正化を通じた、生活再建の支援を行う。	相談件数 延36件 実31人	家計管理に課題を抱える人に対し、家計収支の適正化を通じた生活再建の支援を行った。	家計に課題を抱えていても支援を拒まれるケースがある。相談者に寄り添うことで、制度の利用を促していく必要がある。	家計管理に課題を抱える人に対し、家計収支の適正化を通じた生活再建の支援を行う。
12	多重債務・消費者問題等の相談	多重債務や消費者問題に関する相談支援を行う。	相談件数 延32件	・消費生活相談員による相談を実施し、多重債務および消費者トラブルに対応した。 ・相談内容に応じて、自立相談支援員等と連携して、生活再建に向け取り組んだ。 ・啓発事業を実施し、消費者トラブルの防止に努めた。広報もりやま「くらしのたより」掲載（月1回）、有線放送での周知、出前講座、講演会等	高齢者の相談やインターネットによる契約トラブル等が増加している。正しい知識の普及、啓発が必要である。	・消費生活相談員による相談を実施し、多重債務および消費者トラブルに対応する。 ・市広報、有線放送、出前講座等、消費者トラブル防止のための啓発を継続的に実施する。
13	ひとり親家庭等支援についての相談	母子・父子自立支援員および女性相談支援員による各種相談（就労・生活・養育等）や経済的支援（貸付）を行う。また、DVに関する相談支援を行う。	・ひとり親家庭等相談件数 延べ1103件 ・DV相談件数 延べ83件	母子父子自立支援員2人体制を改め、令和6年度より、母子父子自立支援員1人・女性相談支援員1人体制を構築。困難な問題を抱えた女性支援の充実を図った。	ひとり親家庭やDV被害者の困難な状況は見えにくい。児童がいる家庭であれば、学校や園と情報共有する中で、児童の日々の様子に注視しながら、いざという時に困ったことを相談できる場所があることの周知が必要である。	・ひとり親家庭等相談、DV相談を通じて、ひとり親家庭の経済的安定と自立、DV被害者の安全確保を図る。 ・相談窓口の周知を図る。
14	高齢者の介護等についての相談	・介護保険サービスの利用支援、介護に関する相談や家族介護者教室等の実施。 ・介護保険の利用や介護に関する相談の実施。	・総合相談件数（うち基幹との連携件数） 南部6,246件（499件） 中部7,761件（315件） 北部7,678件（550件） ・家族介護者教室の実施回数・参加延べ人数 南部 全3回 延37人 中部 全5回 延100人 北部 全4回 延68人	地域包括支援センター ・相談支援体制の強化として圏域地区地域包括支援センターの職員を増員するとともに、各圏域地区地域包括支援センターの訪問活動や関係機関との連携強化により、高齢者の介護保険サービスの利用支援、介護に関する相談や困りごとの早期把握を行い、必要なサービス等の利用につなげた。 介護保険課 ・窓口や電話において、介護保険に関する相談に応じ、相談内容に合わせて長寿政策課や地域包括支援センター、在宅医療・介護連携サポートセンター等と連携して支援を行った。 ・介護保険の利用方法や制度改正について、パンフレットや広報等を通じて周知を行うとともに、制度の浸透を図った。 ・介護保険料について、納付能力と未納額に応じ、寄り添った納付相談を実施した。	介護に関する困りごとの早期把握について、関係課や関係機関との連携強化が必要である。	・引き続き、介護保険サービスの利用支援、介護に関する相談や困りごとの早期把握を行い、必要なサービス等の利用に繋げる。 ・引き続き、家族介護者教室の開催など、介護者支援を行う。 ・窓口や電話において、介護保険に関する相談に応じ、相談内容に合わせて長寿政策課や地域包括支援センター、在宅医療・介護連携サポートセンター等と連携して支援を行う。 ・介護保険の利用方法や制度改正について、パンフレットや広報等を通じて周知を行うとともに、制度の浸透を図る。介護保険料については、納付能力と未納額に応じ、寄り添った納付相談を実施する。
15	高齢者のうつや閉じこもりの可能性のある人への相談・支援	うつ、閉じこもりの可能性がある人について、地域包括支援センターの保健師等による訪問・相談の実施。	—	・保健師等による訪問、相談活動により、うつや閉じこもり状態にある高齢者を把握し、必要なサービス利用等を支援した。 ・地区担当者が民生委員・児童委員協議会へ毎月出席し、地域支援者からの情報収集等を行った。 ・相談支援体制の強化として圏域地区地域包括支援センターの職員を増員した。	閉じこもりに伴う高齢者の状態の把握について、関係機関との連携強化が必要である。	各圏域地区地域包括支援センターの訪問活動や関係機関との連携強化により、うつや閉じこもり状態にある高齢者の早期把握を行い、必要なサービス等の利用につなげる。

基本施策2 自殺予防のための相談・支援の充実

番号	主な事業の名称	事業の目的および内容	令和6年度数値（3月末）	令和6年度実績（3月末）	令和7年度に向けた課題	令和7年度取組方針
16	家族介護者訪問	認知症高齢者を介護している介護者を対象に訪問し、介護負担の軽減を図ることで、自殺等を予防する。	訪問実数 89件	介護保険申請時の調査票から、介護者自身の疾病、精神的疲れ、孤立等に着目した選出方法に見直し、訪問を行った。継続的に支援が必要な介護者へは、圏域地区地域包括支援センター職員が支援を行っている。ケアマネジャーを対象に事業についての聞き取り調査を行い、介護者の負担軽減に向けた実施方法について、再度検討した。	介護負担が大きく、支援の必要な介護者をタイミングを逃さず把握するため、介護者本人やケアマネジャー、民生委員・児童委員や関係機関等から相談してもらえるための取組が必要である。	・ケアマネジャー等への事業周知 ・引き続きより適切な対象者を選出できる方法を検討する。
17	精神科医療との連携	日常の相談の中で、精神疾患の疑われる人や病状悪化の疑いがある人への受診勧奨を行う。	—	・本人、家族の相談に応じて、医療機関の紹介や受診同行を行った。 ・入退院について病院と連絡をとり、ケース会議等で関係機関との連携を図りながら必要な支援を行った。 ・関係機関と連携を図り、受診等の適切な支援につながるよう努めた。	・精神疾患の疑われる人や病状悪化の疑いがある人が必要な医療受診につながるよう、医療機関へのつなぎを行う必要がある。 ・障害福祉サービスの利用がない人への支援が困難である。	関係機関と連携を図り、受診等の適切な支援につながるよう努めていく。
18	相談窓口の周知啓発	自殺に関する相談窓口を広報もりやまやホームページ、パンフレットなどにより周知する。	—	・市ホームページやすこやか健康だよりに相談窓口の掲載、今後は今年度改訂した相談窓口リーフレットを配布した。 ・自殺予防週間に合わせて、広報掲載や有線放送、商工ジャーナルへのちらし挟み込み等により相談窓口の周知を行った。	不安や悩みを抱える人が、必要な時に相談窓口を利用できるよう、様々な場面で相談窓口の啓発を行う必要がある。	不安や悩みを抱える人が必要な時に相談できるよう、広報やホームページ、有線放送、リーフレットの配布等により、相談機関の周知啓発を図る。
19	ゲートキーパー研修の実施	自殺の現状や相談機関の紹介、相談時の対応スキルの向上を図るための研修会を実施する。	・実施回数 4回 （3中学校、1小学校） ・参加人数 延べ125人	・日頃から児童・生徒に接する教職員に対し、教職員向けのゲートキーパー養成研修を実施し相談対応スキルの向上を図った。 ・令和6年度からは研修受講者へ修了の証として缶バッジを配布した。 ・YouTubeにて市作成のゲートキーパー講座の動画を配信中。広報や健康だよりにYouTube動画の二次元コードを記載し周知した。	命の門番であるゲートキーパーの養成は、自殺の未然の予防に必要不可欠であることから、より多くの人に研修を受講してもらい、人数を増やしていく必要がある。	市職員、健康推進員等に対して研修を実施し、相談対応スキルの向上に努める。 教育研究所主催の夏期講座メニューにゲートキーパー研修を取り入れ、小中学校の教職員に対して実施する。また、依頼のあった小中学校に対しても研修を実施する。 より広い対象にゲートキーパーについて知識を得ていただけるよう、今年度は健康推進員等への実施も検討する。動画配信については今後も継続して周知啓発していく。
20	相談従事者の資質の向上	精神疾患の恐れがある人や精神障害を抱えている人に対して、こころの健康づくり、自殺対策等の研修会等にも積極的に参加し、相談従事者の資質の向上に努める。	—	・日本公衆衛生学会などの学会への参加、精神保健福祉センターや保健所が主催する研修会に参加し、相談従事者のアセスメント力の向上を図った。（湖南圏域精神保健医療福祉従事者研修会、若年層自殺対策研修会、ゲートキーパー指導者養成研修会、滋賀県薬物依存症支援ネットワーク連絡会、思春期精神保健公開講座、生きることの包括的支援のための基礎研修）	人事異動等により職員の経験年数の積み上げが難しいこともあり、積極的に学会や研修会に参加し、相談従事者の資質向上を図っていく必要がある。また、よりの確な支援がスムーズに行えるように、関係課や課内で事例検討やケース共有会など定期的に開催し、相談従事者同士で意見交換を行うなど、互いにレベルアップを図る必要がある。	日本公衆衛生学会、近畿公衆衛生学会に参加し、相談従事者の資質の向上を図る。 また、精神保健福祉センターや草津保健所が開催する自殺対策や精神保健等の研修会、事例検討会に積極的に参加し、相談従事者の資質の向上を図る。

基本施策3 自殺予防に向けた普及啓発の充実

番号	主な事業の名称	事業の目的および内容	令和6年度数値（3月末）	令和6年度実績（3月末）	令和7年度に向けた課題	令和7年度取組方針
1	統計等による自殺の実態分析	人口動態統計、警察の自殺統計や死亡小票、自殺未遂者や自死遺族への相談・支援等に基づき実態を把握・分析する。	自殺率13.98 自殺者数12人	警察庁の自殺統計や内閣府の統計などにより、当市における自殺の実態把握を行った。自殺者数や自殺率について経年的にまとめ、会議等で報告し、関係者間での情報共有および意見交換を行った。	自殺者の総数が少なく、傾向等の把握は困難である。	人口動態統計、警察の自殺統計や死亡小票等の統計資料、自殺未遂者などへの相談支援等の活動経験に基づき、守山市の自殺の実態分析を行い、自殺対策事業の推進を図っていく。
			・ 湖南いのちサポート相談事業 新規対象者5人 ・ 前年度からの継続の対象者5人	湖南いのちサポート相談事業対象者（同意あり）本人やその家族に対して、草津保健所と連携し、継続的に訪問や面談を行い相談対応した。	湖南いのちサポート相談事業対象者の情報を基に、自殺未遂者の実態把握に努める必要がある。	湖南いのちサポート相談事業で関わった自殺未遂者への相談・支援等を基に実態を把握する。自殺未遂者の情報や自殺者の統計などを合わせ、実態分析を行い、自殺対策事業の推進を図っていく。
2	母子健康手帳交付時の面接	母子健康手帳発行時には、保健師または助産師が面接を行い、妊婦問診票を用いて身体・精神・社会的な面から妊婦の状態を把握します。把握した情報から妊婦に対して、助言・指導を行い、継続的な支援が必要な場合は、電話や訪問等を実施します。また、必要時子育て関係課とも連携を行い、情報共有しながら支援する。	ネウボラ面接数753人(届出697+転入56) 問診票フォロー妊婦181人(24.0%)	令和6年度は妊婦問診票を改定し、妊娠に対する夫・パートナーの反応を問う項目追加、夫・パートナーの身体面や精神面の既往歴・現病歴の記載項目追加、夫・パートナーとの関係性を問う項目追加を行った。夫・パートナーの育休取得予定を含め、産後の生活を見据えた具体的な話し合いをうながす問診とした。令和6年度は特に外国籍で日本語理解が不十分な妊婦が多かったため、他言語の妊婦問診票の準備を行い使用した。	課題が複数にわたり他機関との密な連携が必要な妊婦が増えた印象がある。また外国籍の妊婦では動向がつかみにくくフォローのしづらさがある。	引き続き全妊婦に対し、母子健康手帳発行時の面接（ネウボラ面接）を実施し、妊婦のメンタルヘルスのリスク把握を行い、必要な支援を実施する。
3	新生児訪問	新生児訪問にて、EPDS問診票により産後の母親の精神状態についてモニタリングを行う。	・ EPDS実施数 641人 ・ EPDS9点以上98件（15.1%） ※新生児訪問646件のうち、他市依頼分など5件EPDS実施できず	新生児訪問の対象となる保護者への訪問は全件実施できた。EPDS高値に対してはフォロー（電話、再訪問、サロン等動奨）した。	妊娠期から切れ目のない支援として伴走型支援を行い、対象者に対して密に関わるように努める必要がある。	引き続き、伴走型支援を行い、対象者に対する継続した支援を行っていく。
4	ストレスチェックの推進	企業訪問等の機会を活用し、事業所でのストレスチェック推進やメンタルヘルスに関する取組の推進を図る。	—	・ 年度末年齢50歳到達者に対して、ストレスチェックや相談窓口の啓発を行うとともに、がん検診やすこやか歯科健診などについてもあわせて啓発し、心と身体の健康づくりを推進した。 ・ 不眠症状に着目したうつ啓発チラシや商工ジャーナルへの折込チラシに、相談窓口の啓発を行うとともに市ホームページのストレスチェックの二次元コードを掲載した。	企業におけるメンタルヘルスを推進するため、こころの健康づくりに関する知識の普及啓発を図る必要がある。	・ ストレスが増加している50歳代に対してストレスチェックの啓発を行い、メンタルヘルスを推進する。 ・ 事業所でのストレスチェックの推進やメンタルヘルスに関する取組の推進を図ることができるよう引き続き啓発を行う。
5	自殺予防週間、自殺対策強化月間等に合わせた普及啓発	有線放送、広報もりやまや市ホームページにおいて、自殺や精神疾患についての正しい知識などを掲載し啓発に努める。	啓発回数 5回	・ 広報もりやまの9/1号にて「自殺予防週間」、3/1号にて「自殺対策強化月間」で自殺予防について啓発を行った。 ・ 有線放送で9/4「自殺予防週間」について、3/6「自殺対策強化月間」について啓発を行った。 ・ 9/11に守山駅前にて自殺予防の街頭啓発を実施した。 ・ 駅、自治会、市内公共施設等にポスター掲示、市内セブンイレブン、商業施設等にチラシ設置を行い、不眠症状に着目したうつ予防の啓発活動を行った。 ・ 湖南圏域精神保健医療福祉推進チーム会議に出席し、自殺対策等の検討を行った。	自殺者数は横ばいで経過しているが、引き続き正しい知識の普及啓発を図る必要がある。	・ 広報、有線放送、ホームページ等により、周知啓発を行う。 引き続き、自殺と関係の深いうつ病について、不眠症状に着目した普及啓発を行い、うつ病の早期相談・早期受診を促し自殺予防対策に努める。 ・ 湖南圏域精神保健医療福祉推進チーム会議に出席し、自殺対策等の検討を行っていく。
7	企業への啓発	こころの健康づくりに関する研修会の実施やチラシの配布等により、うつ病等の精神疾患や自殺の現状について周知啓発を図る。	貸出先企業数11社	企業内人権教育推進協議会の研修会や夏季の企業訪問を通じ、メンタルヘルスやハラスメントを題材とした啓発DVDの貸出を周知した。また、企業訪問時に、厚生労働省作成のハラスメントに関するリーフレットを送付し、ハラスメントの行為や相談窓口について周知した。	メンタルヘルスや、様々なハラスメントについて、一定の理解が進んできているが、未だ職場関係に起因した自殺者は存在しており、今後も強く啓発していく必要がある。	メンタルヘルスに関する研修会や啓発DVDの貸出によりこころの健康づくりに関する啓発を行うとともに、うつ病・自殺の発生原因となるハラスメントや差別の防止についても、研修会の実施により企業・事業所の理解を促進する。
			—	商工ジャーナルへの折込チラシにて、こころの健康づくりに関する啓発、相談窓口の周知を行った。（9月にうつ予防に着目した不眠症予防について、3月にはストレスチェックおよびゲートキーパーについて啓発を実施）商工ジャーナルの折込チラシを見て、不眠症に関する電話相談が1件あった。	働き盛り世代のメンタルヘルスを推進するため、広報等によりこころの健康づくりに関する知識の普及啓発を図る必要がある。	商工ジャーナルへの折込チラシにて、こころの健康づくり等の啓発を行う。企業訪問時にこころの健康づくりに関するチラシを配布し、普及啓発を図る。
8	雇用関係助成金等の情報提供の実施	雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上、生産性向上に向けた等に活用できるよう助成金などに関する情報提供を行う。	セミナー参加企業18社	・ 商工会議所や草津公共職業安定所、働き方改革推進支援センター等と連携し、企業訪問時や研修会実施の際に、企業・事業所で活用いただける各種助成金の情報提供を行った。 ・ 障害者雇用を検討している市内企業に対し、試用雇用から定着まで活用できる各種助成金セミナーを実施した。（参加企業数18社）	助成金の制度は多岐にわたり、複雑であるため、相談者や企業・事業所に適した助成金を市から勧めることが困難である。	雇用情勢や国等の施策を注視しつつ、市内企業・事業所に対し各種助成金セミナーを開催したり、パンフレットを配布するなど、情報提供を行う。
9	家族介護者教室	家族介護者教室等の実施。	家族介護者教室の実施回数・参加延べ人数（再掲） 南部 全3回 延37人 中部 全5回 延100人 北部 全4回 延68人	家族介護者教室の開催など、介護者支援を行った。	介護に関する困りごとの早期把握について、関係機関との連携強化が必要である。	引き続き、家族介護者教室の開催など、介護者支援を行う。
10	介護サービス従事者に対する研修会	高齢者および介護者への支援者（介護サービス従事者、民生委員・児童委員）を対象に、うつ等による自殺予防に関する研修会を行う。	研修会6回 （管理者研修2回含む）	介護支援専門員、民生委員・児童委員等を対象に研修会を行った。	うつ等による自殺予防をテーマにした研修会は開催されていないため、啓発する必要がある。	引き続き、介護支援専門員、民生委員・児童委員等を対象に研修会を行っていく。
11	高齢者のうつや閉じこもりに関する普及啓発	出前講座や健康教育において、高齢者のうつや閉じこもり予防について普及啓発を図る。	・ 出前講座 基幹型：9回 延332人 南部：49回 延2,153人 中部：27回 延1,213人 北部：55回 延1,849人 合計149回 延5,784人 ・ 介護予防教室 基幹：3会場各5回・実15回 延189人 南部：3回 延26人 中部：5回 延90人 北部：4回 延96人 ・ 守山百歳体操と守山健康のび体操自主グループへの体力測定 59回 延579人	栄養についての講話を出前講座・介護予防教室で実施した。各圏域地域包括支援センターにおいても、圏域ごとの課題に応じた内容で介護予防教室を開催し、栄養について普及・啓発を実施した。	閉じこもりに伴う高齢者の状態の把握について、関係機関との連携強化が必要である。	出前講座、介護予防教室等の機会を活用し、高齢者のうつや閉じこもり予防について周知啓発を図る。通いの場等の社会資源の拡大を目指す。フレイルのハイリスク者に対し、社会参加の必要性について周知啓発を図る。

基本施策4 生きることの包括的な支援の推進

番号	主な事業の名称	事業の目的および内容	令和6年度数値（3月末）	令和6年度実績（3月末）	令和7年度に向けた課題	令和7年度取組方針
1	災害時の対応	災害をきっかけに様々な精神疾患が生じることがあるため、災害時には滋賀県等と連携しながら被災者のこころのケアに取り組む。	—	庁内の保健師を対象に、災害時の対応に関する研修会を開催した。	災害時に、被災者のこころのケアにも取り組むことができるよう、平時からの準備や職員の資質向上を図る必要がある。	災害時に、滋賀県等と連携しながら被災者のこころのケアにも取り組むことができるよう、防災訓練などで準備を行うとともに、支援方法について研修会等があれば積極的に参加し、職員の資質向上を図る。
2	性的少数者（LGBTQ）の人権に関する啓発	講演会等を通して、性的少数者（LGBTQ）の人権に関する啓発を実施する。	講演会3回	講演会や研修会の開催や広報紙の発行により正しい理解と知識を深める啓発に努めた。 ・人権講座第2講（地域総合センター） 開催日：令和6年7月6日（土） 演題：「本来の私を生きる」 講師：奥村悦樹さん 参加者数：62人 ・人権講座第3講（地域総合センター） 開催日：令和6年7月20日（土） 演題：「あなたの身近にもいるLGBTQ～性のあり方は十人十色～」 講師：井上鈴佳さん 参加者数：50人 ・市人権・同和教育研究大会第6分科会（男女共同参画） 開催日：令和6年8月24日（土） 演題：「LGBTQ+の方が自分らしく働ける環境づくりについて」 講師：西本 梓さん 参加者数：74人	性的少数者（LGBTQ）の人権について、一定の正しい理解や認識は深まりつつあるが、まだまだ無理解や偏見がある。引き続き啓発に努める必要がある。令和6年度に実施した人権・同和教育に関する市民意識調査においても、年齢が高くなるにつれ、LGBTQに対する理解が進んでいない傾向があるため、さまざまな方法で啓発を行う必要がある。	・令和7年度中に、第4次人権尊重のまちづくり総合推進計画を改定するため、LGBTQに関する施策を見直す予定。また、第4次男女共同参画計画においても、LGBTQに対する施策（多様性を認める安心して暮らせる地域づくり）として多様性について記載予定。 ・令和7年度の人権講座でLGBTQの講座を7月に開催する。 ・滋賀県パートナーシップ宣誓制度導入にかかり、本市においても、令和7年1月6日から、各種行政サービスの運用を開始した。
		教職員に対し研修会等を実施することにより、教育現場における性的少数者（LGBTQ）の人権に関する理解および対応法について学習する。	—	人権教育にかかる学校・園訪問、市内人権教育推進主任の研修会、新規採用者研修において理解を深めた。	研修内容、講師の精選（謝礼）	市内人権教育推進主任の研修会、新規採用者研修を実施し、継続的な啓発に努める。市内の小中学校の教職員人権教育校園内研修においても、引き続き研修メニューに加え、学習会での啓発を促す。
3	自殺未遂者への相談・支援	再度の自殺を防ぐために、自殺未遂者に相談支援を行う。	相談件数 延べ216件 実14人	湖南いのちサポート相談事業の同意ありの対象者は、令和6年度新規対象者が5人、前年度からの継続の対象者が3人である。対象者やその家族に対して、草津保健所と連携し、継続的に訪問や面談を行い、相談対応した。また、事業だけでなく家族からの相談等があったケースについても面談等対応した。	自殺未遂者に対し、自殺行為を繰り返さないよう、引き続き継続した相談支援を行う必要がある。	湖南いのちサポート相談事業の対象者に対し、関係機関と連携を図りながら、相談支援を行う。
4	自死遺族者および周囲の人への相談・支援	自死遺族の後追い自殺や精神疾患を防ぐため、「凧の会」の情報提供および参加調整を図るなどの相談・支援を行う。	相談件数0件	相談窓口リーフレットに滋賀県自死遺族の会「凧の会おうみ」について掲載したり、開催案内のチラシを窓口に設置し、周知啓発を図った。	自死遺族が精神的に追い込まれることがないよう、相談支援を行う必要がある。また、相談窓口の周知啓発に努める。	自死遺族に対して、草津保健所および県自殺予防センター等と連携しながら、必要時対応する。また、遺族会の情報提供および相談窓口の周知を図っていく。
5	こどもの居場所・学習支援	小学4年生から高校3年生までの子どもを対象に、居場所づくりを含めた学習支援を行う。	参加者数 延べ358人 実19人	令和6年度から生活困窮・生活保護・ひとり親家庭の世帯に、要保護・要支援児童、不登校児童を対象世帯に加え、学習や生活習慣の支援とともに放課後の居場所としての機能も兼ね備えた事業として実施した。	実施地域が1か所であり、北部地域からの参加が難しい位置関係にある。	生活において困難な状況を抱える児童が参加できるよう、事業の実施手法について検討を進める。
6	高齢者の居場所づくり	高齢者の居場所づくりを行うことで、閉じこもりやうつ病等の予防を図る。	・すこやかサロン実施回数 学区 13回（506人） 自治会 1,270回（19,341人） ・老人クラブの介護予防の取組 お楽しみライブ1回 スポーツ大会1回	・身近な地域で住民同士がつながりをもつきっかけになっている。 ・老人クラブ連合会の活動等の広報での周知や会議等へ出席し助言を行うなど、組織活性化に向けた支援を行った。	引き続き、身近な地域で参加できる高齢者の居場所づくりや、閉じこもり傾向にある高齢者が外出や居場所に参加するきっかけづくりが必要である。	・今ある高齢者の居場所が継続できるための支援 ・閉じこもり傾向にある高齢者が居場所へ参加するきっかけづくり ・老人クラブへの活動支援

基本施策5 子ども若者対策の強化

番号	主な事業の名称	事業の目的および内容	令和6年度数値（3月末）	令和6年度実績（3月末）	令和7年度に向けた課題	令和7年度取組方針
1	メンタルヘルスおよび自殺予防教育の実施	メンタルヘルスに関わる授業を行い、こども自身が直面する悩みや不安に対応する方法を学び、生きる力の育成を図る。	実施校 市内全9小学校	市内9小学校で、児童の活発な反応の下、こころあふタイムを円滑に取り進むことができた。授業前と授業後のアンケート調査を実施し、児童の不安、悩み、怒りの分析を行い、結果を各校に報告できた。	一定の効果が見られ、子どもも教員も「こころの健康」について、意識づけをすることができたので、このことを今後も負担感のない形で継続していく必要がある。	・引き続き、道徳教育などを通じ、児童生徒に対し、命の尊さや自分自身を大切にすることを育成する。 ・市内全小学校（9校）の小学4年生に「心のサポート」プログラムを実施する。
		児童・生徒が、困難に直面したときに、周囲の大人に助けを求めることができるよう、SOSの出し方教育を実施する。	実施校 市内全4中学校	5/27に教職員向けの事前研修会を開催し、7月に市立4中学校の1年生を対象に授業を実施した。授業を受けて今後悩みを相談すると回答した生徒の割合が増加（実施前：61.5%→実施後：76.2%）。授業を実施し、生徒がストレスへの対処方法を考え、援助希求能力を身につける学びをつなげることが出来た。また、友達の悩みやその対処方法を知ることで、友達のSOSに気づき悩みを受け止める力の涵養につながった。	アンケート調査において、授業実施後はSOS（援助希求）を身につける学びにつながったが、継続的な学びにしていく必要がある。	引き続き「SOSの出し方教育」推進のため、市立4中学校の1年生を対象とした授業を行う（6月～7月実施）。授業実施前には、職員研修を行い、校内で伝達講習を行っていただく。また中学2年生を対象とした命の大切さを学ぶ教育の講義内容に、周囲に相談することの大切さ（適切な援助希求能力）について取り入れ、継続的な周知啓発を図っていく。
		「命の尊さ」「自分の大切さ」をテーマとした授業等を通して、自他の生命を尊重するこころの育成を図る。	実施校 市内全4中学校	市内4中学校の2年生877人を対象に命の大切さを学ぶ教育を実施。アンケート結果では「自分や相手の命は大切だと思いますか」の質問に対して、約95%の生徒が「思う」「どちらかといえば思う」と回答しており、命の大切さについて改めて学ぶ機会となった。	アンケート結果より、授業直後は「いのち」の尊さを大切にすることができたが、継続的な取組にしていく必要がある。	アンケート結果より、生徒は「自分や相手の命の大切さ」についてしっかりと学んでいるため、自己肯定感を高めることにつながる授業を、市立4中学校の2年生を対象に引き続き行う（10月～11月実施）。実施にあたり、事前に教員に授業の内容を周知し、準備や配慮の必要な生徒の有無について確認する。また、中学1年生時に受けている「SOSの出し方教育」とも関連付け「大切な自分だから相談しよう、大切な相手だから悩みを聞こう」といった継続的な学びにつながることを意識して実施していく。
2	小中学校の相談体制の充実	こころの悩みを抱える子どもにカウンセリングを行うことで、気持ちの安定を図る。（県教育委員会との連携による派遣を含む）	—	SSR（スペシャルサポートルーム）のモデル校を3校選定し、やすらぎ支援相談員を週5日配置した。SSRの利用は、別室登校する児童生徒にとって、こころの安定につながった。また、他の児童生徒にとっても安らげる居場所となった。	カウンセリングを必要とするケース（児童生徒やその保護者）が増加している。	・やすらぎ支援相談員を大規模校および課題の大きい学校に増員を図ること で、教室に入りにくいと感じる児童生徒の支援を強化する。 ・スクールソーシャルワーカーが児童生徒の状況に応じて対応を行うことができるように、配置を柔軟的に行う。
3	若者しごと悩み相談の開催	若者の仕事の悩みについて、公認心理士による相談を行う。	相談件数 延べ31件 実9人	公認心理士の専門技術・知識を活用したカウンセリングにより、就労安定推進員だけでは引き出せない情報や分析を得ることができた。また、若年者の就職や仕事に関する不安や悩みに寄り添い、相談者の心の安定を支えることができた。	相談者の多くがリピーターであり、仕事に直接関連しない話をされる相談者も多い。就労意欲の向上が見られず、就労につながるまで時間を要する人や、仕事上の人間関係や家庭環境等、円滑な就労を阻害する要因は把握できているが、解決に時間を要するケースが多い。そのため、毎月継続して予約を取られるので、新規の相談者の受入枠が少ない。	継続して相談の場を設け、心理士と相談者の信頼関係を構築した上で、若年者の不安や悩みに寄り添いつつ、相談者の心身の状況に応じてしごとに関する話題にも触れ、安定した就労に結びつける。新たに相談を希望する人を受け入れられるよう、上限回数や新規枠の設定など、運用方法を見直す。
4	学校における自殺対策のマニュアルによる教育体制の整備	文部科学省発行の「教師がしっておきたい子どもの自殺予防」「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を教職員に周知徹底することで子どもの自殺予防を図る。	—	「学校いじめ防止基本方針」や「いじめ対応マニュアル」の見直しと周知徹底を行うなど、子どもの自殺防止に関連付けた研修を進めた。	「学校いじめ防止基本方針」や「いじめ対応マニュアル」に沿った実践的な対応を行っていく必要がある。	文部科学省発行の「教師がしっておきたい子どもの自殺予防」「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を周知徹底していく。
5	いじめの早期発見、早期対応	「いじめ防止基本方針」にしたがい、いじめの早期発見、早期対応に努める。	—	・各小中学校の「いじめ防止基本方針」の見直しを行い、いじめの早期発見、早期対応に加え未然防止に努めた。 ・いじめの定義について、適宜周知を行い、積極的な認知に努めた。	・いじめが起こった時に、学校としてしっかりと方向性を確認したうえで丁寧に対応できるように初期対応を行う。 ・いじめの定義の共通理解および積極的な認知を図る。	・「いじめ防止基本方針」の見直しおよび周知の徹底を行う。 ・いじめ問題等対策連絡協議会やいじめ問題調査委員会の実施。
6	学校への啓発	子どものこころの悩みやうつ症状の早期発見・早期対応に向けて、子どもや保護者教職員に知識の啓発を図る。	—	学校教育課 ・子どもの健康度調査（QTA30）を実施し、精神的に課題を抱える児童生徒の把握に努めた。 ・教育相談期間の設定等により、子どもの内面的変化等にすぐ対応するなど、きめ細やかな指導を徹底した。 すこやか生活課 ・夏季休業明けに若年層の自殺者が増加する傾向にあることから、中学1年生を対象にSOSの出し方教育を夏季休業前に実施し、相談先を記載した啓発物品等の配布を行った。 ・市立小中学校の教職員に対して希望を聴取し、ゲートキーパー研修を実施した。	・教職員の医療的な分野に対する知識不足や連携できる医療体制が整っていない。 ・心の教育（小学4年生対象）、命の大切さを学ぶ教育（中学2年生対象）の学びとも関連付け、継続的な啓発の機会とする必要がある。 ・日頃生徒と接する教職員に対してゲートキーパー研修を継続して行う必要がある。	・子どものこころの悩みやうつについて、SCやSSWを講師とする研修会の実施や、保健師による学校訪問等により、専門的な知識の習得を図る。 ・1人1台端末およびこころの健康観察・教育相談システム「ここタン」を活用して、児童生徒の変化やSOSサインの早期発見を図る。 ・多様な悩みを抱え始める中学1年生を対象に、夏季休業前に相談窓口が記載された啓発物品を配布することで、生徒が悩んだときに相談をしやすい環境を整える。また、保健師が相談窓口の案内を行うことで、学校以外にも相談ができる場所があるということを身近に感じてもらう。 ・日頃生徒と接する機会の多い教職員に対してゲートキーパー研修を継続して行う。